資料４－１

地球温暖化対策地方公共団体実行計画の概要

１．地球温暖化対策地方公共団体実行計画とは

２．計画の基本構成

１．地球温暖化対策地方公共団体実行計画とは

地方公共団体における地球温暖化対策の必要性

地球温暖化

地表・大気・海洋の温度が長期的に上昇 → 地球全体の気候に大きな変動 → 平均気温上昇
農作物や生態系へ影響
暴風・台風等の被害発生

科学的見解

気候変動に関する政府間パネル（IPCC）第５次評価報告書（H25年9月）

- 気候システムによる温暖化については疑う余地がない
- 人間による影響が20 世紀半ば以降に観測された地球温暖化の支配的な要因であった可能性が極めて高い
- 早い段階でのCO2 の排出削減の必要性を訴える

地方公共団体における温暖化対策の意義

- 国、都道府県、市区町村が、それぞれの行政事務の**役割、責務等を踏まえ、密接な相互連携と施策**により初めて実施できる
- 東日本大震災後のエネルギー政策の見直しなどもあり、低炭素社会の実現に向けて、**地方公共団体の役割の重要性**は高まっている

地球温暖化対策地方公共団体実行計画とは

■ **国の地球温暖化対策計画に即し、その地域の自然的社会的条件に応じて、地域に根差した温室効果ガス排出抑制を推進するための総合的な計画**

国の地球温暖化対策計画
（※未策定）

地球温暖化対策地方公共団体実行計画

国の計画に即して自治体で定める（温対法第20条の3第3項）
計画期間と達成目標を設定、実施する措置を決める

- 再生可能エネルギー導入
- 省エネルギー促進
- 公共交通機関利用促進
- 廃棄物の発生抑制
- 緑化促進
- その他温暖化対策措置…

■「事務事業編」と**「区域施策編」**から構成される

■ 温対法第20条の3第3項：特例市以上の自治体に区域施策編の策定義務を課す
※その他の市区町村にあたる豊川市は「努力義務」の対象

実行計画の法的位置付け

地球温暖化対策の推進に関する法律（温対法）

第20条第2項

都道府県及び市町村は、（法第8 条第1 項に基づいて政府が策定する）地球温暖化対策計画を勘案し、その区域の自然的社会的条件に応じて、温室効果ガスの排出抑制のための総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施するよう努めるものとする

第20条の3第3項

地方公共団体実行計画（区域施策編）については、国の地球温暖化対策計画に即して定める

第20条の3第8項

都道府県及び市町村は、地方公共団体実行計画を策定したときは、遅延なく、これを公表しなければならない

第20条の3第10項

都道府県及び市町村は、毎年一回、地方公共団体実行計画に基づく措置及び施策の実施の状況（温室効果ガス総排出量を含む。）を公表しなければならない

２．計画の基本構成

実行計画の基本構成

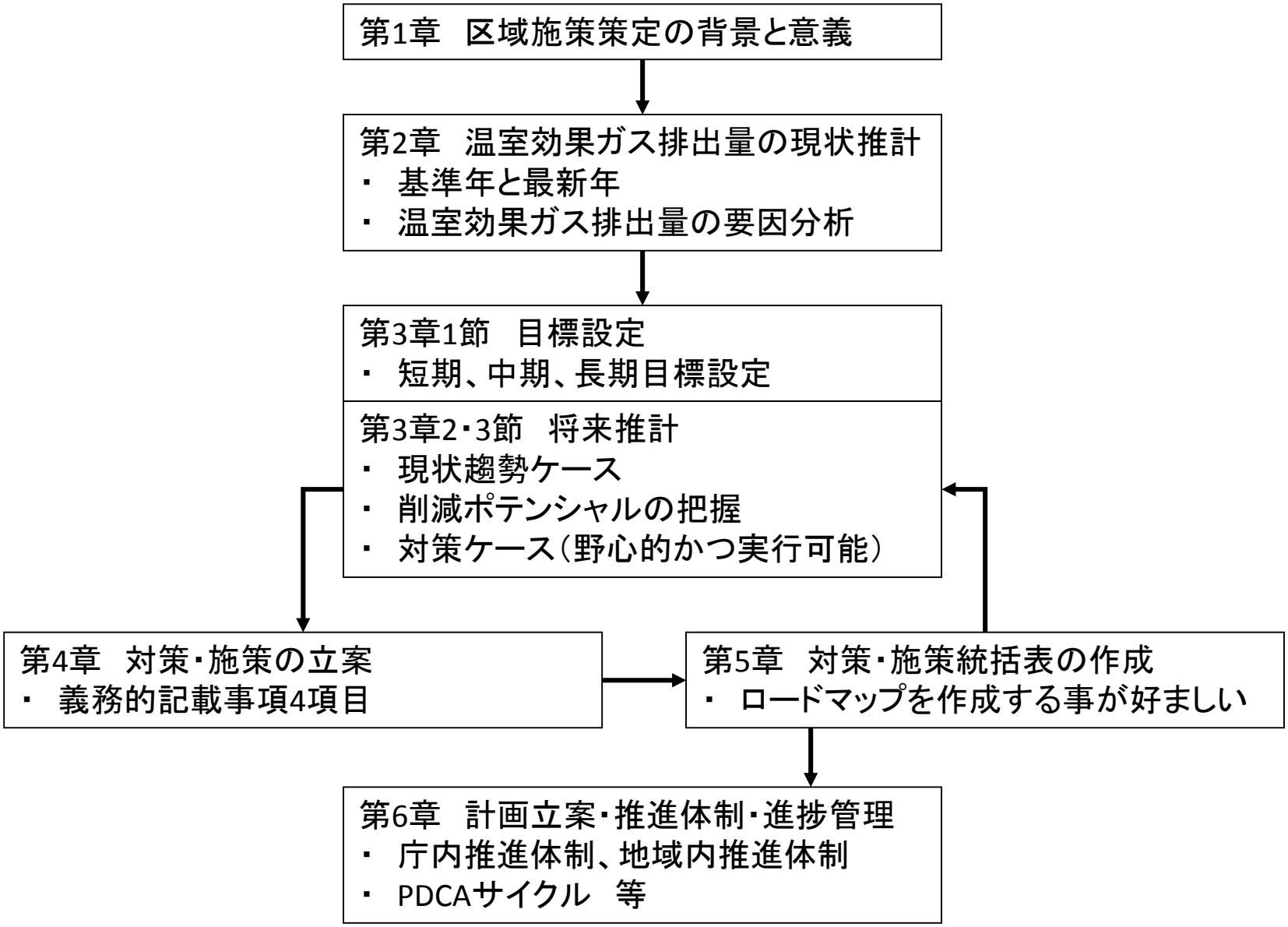
第1章　区域施策策定の背景と意義
第2章　温室効果ガス排出量の現状推計
・ 基準年と最新年
・ 温室効果ガス排出量の要因分析
第3章1節　目標設定
・ 短期、中期、長期目標設定
第3章2・3節　将来推計
・ 現状趨勢ケース
・ 削減ポテンシャルの把握
・ 対策ケース（野心的かつ実行可能）
第4章　対策・施策の立案
・ 義務的記載事項4項目
第5章　対策・施策統括表の作成
・ ロードマップを作成する事が好ましい
第6章　計画立案・推進体制・進捗管理
・ 庁内推進体制、地域内推進体制
・ PDCAサイクル　等

各項目の記載事項

1. 計画策定の背景、意義

地域特性を踏まえ、地域における地球温暖化対策に取り組む背景・意義を記載

2. 温室効果ガス排出量の現況推計と要因分析

現状の温室効果ガス排出量

- 基準年とデータの入手が可能な最新年（現状年）
- 部門別、温室効果ガスの種類別、排出起源別排出量
- 基準年と現状年の比較による温室効果ガス増減の要因分析

3. 温室効果ガス排出量の将来推計と削減目標

- 基準年：2005年（任意の年でも可）
- 温室効果ガスの現状趨勢（BAU）ケースと対策ケースの排出量を推計することにより短期（2020年）、中期（2030年）、長期（2050年）の目標を設定
- 最終エネルギー消費量の削減量や部門・分野別目標、事業量目標、原単位目標などを設定して計画の進捗管理を実施

各項目の記載事項

4. 中長期における目標

個別の対策を無計画に推進するのではなく、目指すべき将来像を明確にし、その実現に必要な各種対策・施策を計画的に実施

5. 削減目標達成のための対策・施策

- 4で示した将来像の達成に向け、法で定める施策分類（後述）に従い、中・長期における方向性を検討し、短・中期の対策・施策を記載
- 中期目標時点における削減量の積み上げに必要な対策・施策を整理した「対策・施策総括表」を記載
- 中期目標までの温室効果ガスの削減の道筋を示した「ロードマップ」の記載が望まれる

6. 適応に関する施策

気候変動の影響に対し自然・人間システムを調整することにより、被害を防止・軽減し、あるいはその便益の機会を活用する事を記載

7. 計画立案・推進体制・進捗管理

計画の策定・実施を円滑に行うため、庁内及び地域内の計画立案・推進体制や進捗管理について記載